

逐条解説

浜松市火災予防条例

令和8年1月現在

目次

第一編 總論

(略)

第2編 逐条解説

第一章 総則（第一条）

第14条 (ネオン管灯設備)	69
第15条 (舞台装置等の電気設備)	72
第16条 (避雷設備)	74
第17条 (水素ガスを充てんする気球)	75
第17条の2 (火を使用する設備に附属する煙突)	79
第17条の3 (基準の特例)	83

表13 第3条の準用

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある

器具の取扱いの基準 (第18条～第22条の2)

第18条 (液体燃料を使用する器具)	86
第19条 (固体燃料を使用する器具)	90
第20条 (気体燃料を使用する器具)	91
第21条 (電気を熱源とする器具)	92
第22条 (使用に際し火災の発生のおそれのある器具)	93
第22条の2 (基準の特例)	93

表14 第18条の準用

第3節 火の使用に関する制限等 (第23条～第28条)

第23条 (喫煙等)	95
第24条 (空地及び空家の管理)	100
第25条 (たき火)	101
第26条 (がん具用煙火)	102
第27条 (化学実験等)	104
第28条 (作業中の防火管理)	107

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第29条)

第29条 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	110
--	-----

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

第29条の2 (住宅用防災機器)	113
第29条の3 (住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)	114
第29条の4 (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)	119
第29条の5 (設置の免除)	121
第29条の6 (基準の特例)	123
第29条の7 (住宅における火災の予防の推進)	123

**第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の
基準等**

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条～第32条）

第30条 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)	126
第31条 [指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等]	129
第31条の2 [共通基準]	130
第31条の3 [屋外の基準]	140
第31条の3の2 [屋内の基準]	142
第31条の4 [タンクの基準]	144
第31条の5 [地下タンクの基準]	150
第31条の6 [移動タンクの基準]	154
第31条の7 [類ごとの基準]	159
第31条の8 [タンクその他の設備の維持管理]	162
第31条の9 [動植物油の特例]	162
第32条 (品名又は指定数量を異にする危険物)	163

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条～第34条の2)

第33条 (可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)	164
第34条 (綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)	168
第34条の2 [100倍以上の再生資源燃料等]	176

第3節 基準の特例 (第34条の3)

第34条の3 (基準の特例)	177
--------------------------	-----

第5章 避難管理 (第35条～第42条)

第35条 (劇場等の客席)	179
第36条 [屋外の客席]	183
第36条の2 (基準の特例)	186
第37条 (キャバレー等の避難通路)	187
第37条の2 (ディスコ等の避難管理)	188
第37条の3 (個室型店舗の避難管理)	189
第38条 (百貨店等の避難通路等)	191
第39条 (劇場等の定員)	192
第40条 (避難施設の管理)	194
第41条 (防火設備の管理)	196
第42条 (準用)	197

第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2～第42条の3)	198
第42条の2(指定催しの指定)	199
第42条の3(指定催しの防火管理)	201
第6章 雜則 (第43条～第49条)	203
第43条 (防火対象物の使用開始の届出)	204
第44条 (火を使用する設備等の設置の届出)	206
第45条 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)	209
第45条の2 (指定洞道等の届出)	211
第46条 (指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)	213
第47条 (タンクの水張検査等)	214
第48条 (防火対象物の消防用設備等の状況の公表)	215
第49条 (委任)	217
第7章 罰則 (第50条～第51条)	218
第50条 (罰則)	219
第51条 [両罰規定]	219
条例別表	(略)